○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字観音上一二七の一、一二七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字矢原三九二五から三九二七まで、三九三五から三九三八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字新鹿活一五九四の二から一五九四の九まで、一五九六から一六〇一まで、字金岡一六二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町加瀬木字トウゞゝ一二七、字宮ノ上一四五八、一四五九、字横畑一五〇六の一、字横道一五一〇、字柿ナル一七四〇、一七四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字洗井字宮ノ上ミ二〇七九の一、二〇七九の二、二〇八一から二〇八四まで、字西側一七〇九の一、一七一〇、一七一五から一七一七まで、字地上後一六一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町本郷字天王谷下モ家ノ上エ六二一の二、字天王行岸六二三、字天王谷二一二六、二一三〇、字古屋敷九〇七の一から九〇七の三まで、九〇八、九〇九、字野路谷ヒナ平二〇六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町箭渓字コン場三一一の一、三一一の四、三一二の一、三一二の三から三一二の六まで、三一二の八、三一二の一〇、三一二の一二、三一二の一三、三一二の一五、三一二の一七、三一二の一九、三一二の二五から三一二の二七まで、三一二の三六から三一二の三八まで、三一二の四〇から三一二の四六まで、三一三の二、三一三の四から三一三の九まで、三一三の一一、三一三の一六、三一三の一七、三一四から三一七まで、三一九、三二〇、三二三、三二四の一、三二四の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町早川字古次古一九一六の四・一九一六内の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一五、一九一六、一九一六内の一、字古次古沢一九二四内の一（次の図に示す部分に限る。）、一九二四内の三